

## 逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）及び逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成24年逗子市条例第5号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 条例第4条第2項に規定する墓地等経営計画協議書は、第1号様式とする。

2 条例第4条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 標識の設置予定年月日
- (2) 説明会の開催予定年月日
- (3) 墓地等経営許可申請書を提出する予定の日（以下「申請予定日」という。）
- (4) 工事着手予定年月日
- (5) 工事完了予定年月日
- (6) その他市長が必要があると認める事項

3 条例第4条第3項第8号の規則で定める期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 墓地にあっては、墓地等経営計画協議書の提出の日の属する年度から10年間
- (2) 納骨堂及び火葬場にあっては、墓地等経営計画協議書の提出の日の属する年度から5年間

4 条例第4条第3項第9号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第11条第2号ただし書の規定に該当して、墓地を利用する者に便益を供するための施設の一部を当該墓地に近接した場所に設ける場合は、当該施設の設計図及び付近の見取図
- (2) 条例第3条第2号に該当する宗教法人にあっては、宗教活動の実績に係る報告書（第2号様式）
- (3) その他市長が必要があると認める書類

5 条例第4条第4項の規則で定める額は、当該墓地又は納骨堂の設置等に要する費用の100分の50に相当する額とする。ただし、当該協議を行うときに負債（当該墓地又は納骨堂の設置等に要する費用に係る負債を除く。）を有する場合にあっては、当該100分の50に相当する額に当該負債の額を加えた額とする。

6 条例第4条第4項の規則で定める金融機関は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）第2条第1項各号に掲げる金融機関（同項第2号に規定する協同組合連合会を除く。）その他市長が認める金融機関とする。

（経営計画の周知）

第3条 条例第5条の規則で定める日は、次に掲げる日とする。

- (1) 標識の設置にあつては、申請予定日の90日前の日
- (2) 説明会の開催にあつては、申請予定日の60日前の日

2 条例第5条第1項第1号に規定する標識及び同項第2号に規定する届出は、第3号様式によるものとする。

3 条例第5条第2項に規定する周辺住民等は、次に掲げる者とする。

- (1) 墓地等の区域の境界線から水平投影面における最短の距離で110メートル（火葬場にあつては300メートル）以内の土地の所有者
- (2) 墓地等の区域の境界線から水平投影面における最短の距離で110メートル（火葬場にあつては300メートル）以内の人が現に居住し、又は使用している建物の住民及び当該建物の所有者又はその管理責任者
- (3) その他市長が別に定める道路から計画区域に至る道路の中心線から水平距離15メートルの範囲において住環境に影響があると市長が認める者

4 条例第5条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 実施者側の出席者の氏名及び役職名
- (4) 周辺住民等の出席者数
- (5) 周辺住民等の意見
- (6) その他市長が必要があると認める事項

5 条例第5条第2項に規定する報告は、説明会開催状況報告書（第4号様式）により行うものとする。

（周辺住民等との協議）

第4条 条例第6条第1項の規則で定める日は、申請予定日の30日前の日とする。

2 条例第6条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 協議日時

- (2) 協議場所
- (3) 実施者側の出席者の氏名及び役職名
- (4) 意見の申出をした者の氏名及び住所等
- (5) 申出のあった意見の内容
- (6) 協議の内容及び結果
- (7) その他市長が必要があると認める事項

3 条例第6条第2項に規定する報告は、周辺住民等協議状況報告書（第5号様式）により行うものとする。

（経営許可の申請）

第5条 条例第8条第1項に規定する許可申請は、墓地等経営許可申請書（第6号様式）により行うものとする。

2 条例第8条第1項第2号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事着手予定年月日
- (2) 工事完了予定年月日
- (3) 墓地等の管理者の氏名及び住所
- (4) その他市長が必要があると認める事項

3 条例第8条第2項第4号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 墓地等の設置場所が抵当権の設定等がなされていない土地であって、墓地等の経営の許可を受けようとする者が墓地等の経営の許可の日から所有権を取得する予定のものである場合は、所有権の移転が行われることを証する書類
- (2) 墓地等の設置場所が当該墓地等の経営の許可を受けようとする者の所有する土地であって、当該土地に設定されている抵当権の登記が墓地等の経営の許可の日から抹消される予定のものである場合は、抵当権の登記が抹消されることを証する書類
- (3) その他市長が必要があると認める書類

（設置場所の特例）

第6条 条例第10条第2号ただし書で規定する規則で定める場合は、条例第3条第2号に該当するものがそのものの主たる事務所が存する境内地に隣接し、又は近接する土地に墓地又は納骨堂を設置しようとする場合とする。

（墓地の構造設備基準）

第7条 条例第11条第2号の規則で定める規模以上の駐車場は、次に掲げるものとする。

- (1) 面積が1,000平方メートル未満の墓地にあっては、墳墓の区画数に100分の4を乗じて得た数以上の駐車区画数を有するもの
  - (2) 面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の墓地にあっては、墳墓の区画数に100分の5を乗じて得た数以上の駐車区画数を有するもの
  - (3) 面積が、3,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の墓地にあっては、墳墓の区画数に100分の6を乗じて得た数以上の駐車区画数を有するもの
  - (4) 面積が10,000平方メートル以上の墓地にあっては、墳墓の区画数に100分の10を乗じて得た数以上の駐車区画数を有するもの
- 2 条例第11条第3号の規則で定める有効幅員は、1.2メートルとする。
  - 3 条例第11条第4号の規則で定める割合は、別表のとおりとする。
  - 4 条例第11条第5号に規定する植樹等とは、幅1メートル以上、高さ2メートル以上の緑地帯によるものとする。
  - 5 墳墓の1区画当たりの平均面積は、1平方メートル以上とする。  
(火葬場の構造設備基準)

第8条 条例第13条第2号の規則で定める規模以上の駐車場は、火葬炉の数に8を乗じて得た数以上の駐車区画数を有するものとする。

- 2 条例第13条第7号の規則で定める割合は、別表のとおりとする。
- 3 条例第13条第8号に規定する植樹等とは、幅1メートル以上、高さ2メートル以上の緑地帯によるものとする。  
(変更許可等)

第9条 条例第15条第1項の規則で定める数は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げるものとする。

- (1) 経営の許可を受けている区域の面積が1ヘクタール未満の墓地 変更の許可を受けようとするときに現に存する墳墓の区画数に100分の30を乗じて得た数
  - (2) 経営の許可を受けている区域の面積が1ヘクタール以上の墓地 変更の許可を受けようとするときに現に存する墳墓の区画数に100分の15を乗じて得た数
- 2 条例第15条第1項に規定する変更許可等の申請は、墓地等変更許可申請書（第7号様式）又は墓地等廃止許可申請書（第8号様式）により行うものとする。
  - 3 条例第15条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
    - (1) 工事着手予定年月日

- (2) 工事完了予定年月日
- (3) その他市長が必要があると認める事項

4 条例第15条第2項第9号の規則で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 墓地にあっては、墓地等変更許可申請書の提出の日の属する年度から10年間
- (2) 納骨堂及び火葬場にあっては、墓地等変更許可申請書の提出の日の属する年度から5年間

5 条例第15条第2項第12号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 墓地等の変更に係る墓地等の設置場所が抵当権の設定等がなされていない土地であって、墓地等の変更の許可を受けようとする者が墓地等の変更の許可の日から所有権を取得するものである場合は、所有権の移転が行われることを証する書類
- (2) 墓地等の変更に係る墓地等の設置場所が当該墓地等の変更の許可を受けようとする者の所有する土地であって、当該土地に設定されている抵当権の登記が墓地等の変更の許可の日から抹消される予定のものである場合は、抵当権の登記が抹消されることを証する書類
- (3) その他市長が必要があると認める書類  
(墓地等の拡張に係る準用)

第10条 条例第16条に規定する規則で定める規模は、次のとおりとする。

- (1) 経営の許可を受けている区域の面積が1ヘクタール未満の墓地にあっては当該面積に100分の30を乗じて得た面積、経営の許可を受けている区域の面積が1ヘクタール以上の墓地にあっては当該面積に100分の15を乗じて得た面積
- (2) 納骨堂及び火葬場にあっては、経営の許可を受けている施設又は敷地の面積に100分の50を乗じて得た面積  
(申請事項変更届)

第11条 条例第17条第1項に規定する変更申請は、墓地等申請事項変更届(第9号様式)により行うものとする。

2 条例第17条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 変更予定年月日
- (2) 変更の理由
- (3) その他市長が必要があると認める事項

3 条例第17条第2項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第11条第2号及び第13条第2号に規定する管理施設の設置場所
  - (2) 墓地等の管理者の住所及び氏名
  - (3) その他市長が必要があると認める事項
- 4 条例第17条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 宗教法人又は公益法人の意思決定機関において墓地等の申請事項の変更を行うことを決定したときの議事録の写し
  - (2) 墓地等の申請事項の変更に当たり、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあつては、承認書の写し
  - (3) 墓地等の構造設備の変更にあつては、施設の設計図
  - (4) 墓地等の経営者の名称、主たる事務所又は従たる事務所の所在地の変更にあつては、宗教法人又は公益法人の登記事項証明書
  - (5) その他市長が必要があると認める書類  
(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)

第12条 条例第18条に規定する届出は、墓地（火葬場）新設（変更・廃止）届（第10号様式）により行い、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類（許可があつたものとみなされる者が地方公共団体である場合にあつては、第1号キに掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。

- (1) 墓地又は火葬場の新設の許可があつたものとみなされた場合
  - ア 墓地又は火葬場の土地の登記事項証明書
  - イ 墓地又は火葬場の設計図
  - ウ 墓地又は火葬場の付近の見取図
  - エ 墓地又は火葬場の土地及び隣接地の公図の写し
  - オ 宗教法人又は公益法人の登記事項証明書
  - カ 公益法人の定款又は宗教法人法第12条第1項に規定する宗教法人の規則
  - キ 第2条第3項に規定する期間に係る墓地等経営計画の収支見込書及び資金計画書
  - ク 墓地又は火葬場の経営に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあつては、承認

書の写し

ケ その他市長が必要があると認める書類

(2) 墓地又は火葬場の変更の許可があったものとみなされた場合

ア 前号ア及びウからキまでに掲げる書類

イ 変更に係る墓地又は火葬場の設計図

ウ 墓地又は火葬場の変更に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあつては、承認書の写し

エ その他市長が必要があると認める書類

(3) 墓地又は火葬場の廃止の許可があったものとみなされた場合

ア 第1号ア及びウからオまでに掲げる書類

イ 墓地又は火葬場の廃止に当たり、宗教法人法第5条第2項第2号及び第3号に規定する宗教法人を包括する宗教法人の承認が必要な宗教法人にあつては、承認書の写し

ウ 改葬の内容を明らかにした書類又は埋葬及び埋蔵のない事実を証明する書類

エ その他市長が必要があると認める書類

(工事完了の届出等)

第13条 条例第19条第1項に規定する完了届は、墓地等工事完了届（第11号様式）により行うものとする。

2 条例第19条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 墓地等の使用開始予定年月日

(2) その他市長が必要があると認める事項

3 条例第19条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 工事完了後の墓地等の土地及び建物の登記事項証明書

(2) 工事完了後の墓地等の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

4 条例第19条第3項に規定する工事完了検査済証は、第12号様式とする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月16日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する墓地等については、当該許可に係る墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更する場合を除き、この規則による改正後の逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則第6条の規定は、適用しない。

3 この規則の施行の日前に逗子市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条第1項（同条例第16条において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同条例第15条第1項の規定による申請が行われたものに係る墓地等の経営の許可等に係る手続、基準等については、なお従前の例による。



別表（第7条・第8条関係）

墓地及び火葬場の敷地を有する区域及び規模	緑地面積の割合
面積が1ヘクタール以上であるもの	墓地にあつては、墓地の敷地面積の100分の35(工事着手前の敷地の2分の1以上が樹木の樹冠で被われている場合は、墓地の敷地面積の100分の40)
	火葬場にあつては、火葬場の敷地面積の100分の25(工事着手前の敷地の2分の1以上が樹木の樹冠で被われている場合は、火葬場の敷地面積の100分の30)
面積が1ヘクタール未満であるもの	墓地にあつては、墓地の敷地面積の100分の25
	火葬場にあつては、火葬場の敷地面積の100分の20

備考 緑地面積とは、樹木の樹冠又は芝で被われている土地及び緑地とするため植樹等を計画している土地の面積とする。ただし、芝のみで被われた土地にあつては、当該土地の面積の100分の20を緑地面積とする。